平成２８年（フ）第１３９１号
東京都葛飾区東水元１丁目15―７―102
債務者　岡倉　加苗
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４０２号
東京都新宿区中井１丁目２―１―103
債務者　宮里　純一
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４１３号
東京都世田谷区桜丘４丁目19―33―103
債務者　城野　篤悠
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４１５号
東京都調布市東つつじケ丘２丁目27―８―301
債務者　稲益左知子（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４１６号
東京都杉並区方南２丁目20―６―702
債務者　辻　　浩
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４１７号
埼玉県三郷市鷹野３丁目257
債務者　佐藤　照彰
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４１８号
東京都葛飾区立石２丁目19―１―305
債務者　菊田　弘子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４２５号
東京都北区浮間１丁目14―10―205
債務者　藤原たけし
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５８号
横浜市金沢区釜利谷東２丁目19番７号　ＣＡＬＭ102号
債務者　藤原　禎晃
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２号
静岡県焼津市三ケ名1349番地の２、旧住所静岡市駿河区丸子新田196番地の14　ロジュマンⅢ　102
債務者　小石美保子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８号
北海道旭川市６条通１丁目3123番地　６．１ビル102号室
債務者　入江　直樹
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９号
北海道旭川市６条通１丁目3123番地　６．１ビル102号室
債務者　入江　裕美
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４号
栃木県宇都宮市清原台２丁目20番６号　Ｃ１ｅｍｅｎｔ・Ｆ202号、前住所栃木県宇都宮市清原台２丁目10番16号　ルネスボヌール305号室
債務者　佐藤　和也（旧姓紺野）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２号
栃木県小山市大字小山2679番地１　アビタシオン思水201号、前住所栃木県小山市東城南１丁目８番地１　望月サンハイツ201号
債務者　冨永　　悟
1　決定年月日時　平成28年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６１号
栃木県足利市葉鹿町1336番地19
債務者　石田　高志
1　決定年月日時　平成28年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係